

令和2年第2回宇治田原町議会臨時会

目 次

○第1日（令和2年11月16日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 仮議席の指定	6
日程第2 議長選挙について	6
追加議事日程（第1号の追加1）	
日程第1 会議録署名議員の指名	8
日程第2 会期の決定	8
日程第3 副議長選挙について	8
日程第4 議席の指定	10
日程第5 常任委員会委員の選任について	11
日程第6 議会運営委員会委員の選任について	11
日程第7 広報編集委員会委員の選任について	12
日程第8 城南衛生管理組合議会議員の選挙について	12
日程第9 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	13
日程第10 京都地方税機構議会議員の選挙について	13
日程第11 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について	14
日程第12 議案第77号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例を制定するについて	15
日程第13 議案第78号 特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部 を改正する条例を制定するについて	15
日程第14 議案第79号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例を制定するについて	15
日程第15 議案第80号 財産の取得について	15
日程第16 議案第81号 宇治田原町監査委員の選任について	17
日程第17 議案第82号 宇治田原町教育委員会委員の任命について	18
日程第18 閉会中の継続調査の申し出について	20

令和2年第2回宇治田原町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月16日

午前10時開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙について

追加議事日程 (第1号の追加1)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 副議長選挙について
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 広報編集委員会委員の選任について
- 日程第8 城南衛生管理組合議会議員の選挙について
- 日程第9 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 京都地方税機構議会議員の選挙について
- 日程第11 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第12 議案第77号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第13 議案第78号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第79号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第15 議案第80号 財産の取得について
- 日程第16 議案第81号 宇治田原町監査委員の選任について
- 日程第17 議案第82号 宇治田原町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議 長 12番 谷 口 整 議員

副議長	1番	浅田晃弘	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	宇佐美まり	議員
	4番	山本精	議員
	5番	山内実貴子	議員
	6番	上野雅央	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	森山高広	議員
	9番	馬場哉	議員
	10番	榎木憲法	議員
	11番	今西利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫君
副町	長	山下康之君
教育	長	奥村博巳君
都市整備政策監		星野欽也君
総務担当理事		奥谷明君
健康福祉担当理事		黒川剛君
教育次長		野田泰生君
総務課長		青山公紀君
企画財政課長		村山和弘君
税住民課長		馬場浩君
福祉課長		廣島照美君
健康対策課長		立原信子君
子育て支援課長		清水清君
建設環境課長		谷出智君
産業観光課長		木原浩一君

上下水道課長	垣内清文君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議会事務局長（矢野里志） 皆さん、おはようございます。

私、議会事務局長の矢野里志でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

皆様には、このたびの町議会議員一般選挙におきまして、ご当選をされまして、誠に
おめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

さて、本日は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、
地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の
職務を行うこととなっております。

本日出席議員中、榎木憲法議員が年長者でございますので、臨時議長をお願いいたし
ます。

ご紹介申し上げます。榎木憲法議員、議長席の方をお願いいたします。

（榎木憲法議員議長席に着席）

○臨時議長（榎木憲法） 皆さん、おはようございます。

ただいま、紹介いただきました榎木憲法でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めます。どうぞよ
ろしくお願いいいたします。

お諮りいたします。このたびお互いに当選の榮譽を担って議席を得たものであります
が、同じ町に住みながら初対面の方もおられると思いますので、自己紹介をしていただ
きたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（榎木憲法） 異議がないようでございますので、ただいまから着席順に自己
紹介をしていただきます。1番、浅田晃弘議員から順次お願いいたします。

（自己紹介）

○臨時議長（榎木憲法） では、自己紹介が終わりましたので、ここで、町長から挨拶を
受けたいと思っております。また、理事者及び管理職の紹介もお願いいたします。どうぞよろしく
お願いいいたします。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

臨時議会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

秋も一段と深まり、宇治田原の初冬の風物詩、柿屋が立ち並ぶ季節となってまいりま
した。

本日は、令和2年第2回宇治田原町議会臨時会を招集させていただきましたところ、

議員の皆様方にはご参集をいただき、ここに開催できますことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様方におかれましては、このたびの町議会議員一般選挙におきまして、ご当選を果たされましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げる次第でございます。

本日は、改選後の議会の新体制となりますが、今後、議員各位におかれましては、本町の目指す将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと宇治田原」実現のため、住民の負託に応え、ますますご活躍をいただきますようご期待申し上げますとともに、町行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本町におきましては、長年の懸案でありました役場新庁舎を7月に供用開始し、新しいまちづくりへの一步を踏み出したところです。この新庁舎とともに、新市街地の形成を牽引する都市計画道路宇治田原山手線につきましても、京都府との連携を図りながら整備を行っているところですが、府議会9月定例会の一般質問におきましても、西脇知事より、新庁舎から工業団地までの未着手区間についても、来年度から事業着手に向けた準備を進めるとの大変力強い後押しをいただいたところでございます。

今後、この山手線の整備をはじめ、第5次まちづくり総合計画に定める各種の施策を着実に推進し、にぎわいと活力にあふれる「お茶のふるさと 宇治田原」の創造に邁進してまいる所存ですので、議員の皆様方には、何とぞご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の臨時会にご提案申し上げます議案は、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をはじめ、条例関係3件、一般議案1件、人事関係2件、報告1件、合わせまして6議案、1報告でございます。

それぞれの提案の内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

なお、本日は町議会改選後の初議会となりますので、ここで、職員の紹介を山下副町長よりさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

○臨時議長（榎木憲法） 副町長、お願いします。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

それでは、お許しをいただきまして、職員の紹介をさせていただきます。

（理事者、管理職紹介）

○副町長（山下康之） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（榎木憲法） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回宇治田原町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（榎木憲法） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎議長選挙について

○臨時議長（榎木憲法） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（榎木憲法） ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に馬場哉議員及び宇佐美まり議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（榎木憲法） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（榎木憲法） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（榎木憲法） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長点呼、投票）

○臨時議長（榎木憲法） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(榎木憲法) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。馬場哉議員及び宇佐美まり議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(榎木憲法) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票9票、無効投票3票。谷口整議員9票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、谷口整議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(榎木憲法) ただいま議長に当選されました谷口整議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。谷口整議員。

○議長(谷口 整) 多数の皆様のご推挙をいただき、身に余る光栄でございます。謹んでお受けいたします。

○臨時議長(榎木憲法) これで臨時議長の職務が全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、新議長と交代いたします。議長、議長席にお着きください。

(議長交代)

○議長(谷口 整) 議長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

不肖、私、ただいま第35代宇治田原町議会議長にご推挙をいただき、身に余る光栄とともに、その重責に改めて身の引き締まる思いでございます。引き続き、議員各位や町長をはじめ、町幹部、先輩議員や関係各位の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力を得ながら、公平公正、円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

また、議会基本条例の理念を基に、議会と住民の皆様との距離感を限りなく縮められるよう、さらなる議会の活性化に努力を傾注してまいり所存でございます。

ある幹部候補生学校に掲げている五省と言われる5つの戒め、「1つ、至誠に悖るなかりしか、1つ、言行に恥づるなかりしか、1つ、気力に欠くるなかりしか、1つ、努力に憾みなかりしか、1つ、不精に亘るなかりしか」、この五省を肝に銘じ、町当局の皆様とは常に緊張感を持ちながらチェック機関としての議会の権能をさらに高め、住民

の皆様への負託に応えてまいり所存であります。

意を尽くしますが、議長就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。引き続き、よろしくお願いをいたします。

それでは、この際、議事の進行上、ここで日程追加の準備をいたします間、暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時46分

○議長（谷口 整） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事日程の追加についてお諮りをいたします。お手元に配付をいたしました追加議事日程（第1号の追加1）を本日の日程に追加をしたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、配付のとおり日程を追加し、議事を進めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷口 整） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浅田晃弘議員と11番、原田周一議員を指名いたします。

以上の2名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（谷口 整） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定をいたしました。

◎副議長選挙について

○議長（谷口 整） 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(谷口 整) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に馬場哉議員及び宇佐美まり議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(谷口 整) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(谷口 整) 異状なしと認めますので、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

(事務局長点呼、投票)

○議長(谷口 整) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。馬場哉議員及び宇佐美まり議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(谷口 整) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票11票、無効投票1。浅田晃弘議員9、山本精議員2、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、浅田晃弘議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(谷口 整) ただいま副議長に当選をされました浅田晃弘議員が議場におられま

すので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。浅田晃弘議員。

○副議長（浅田晃弘） お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま多数の議員各位のご推挙によりまして、宇治田原町議会の副議長に就任させていただくことになりました。大変光栄に存じているところでございます。

議長を補佐し、円滑な議会運営に全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方並びに理事者、職員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議席の指定

○議長（谷口 整） 日程第4、議席の指定を行います。

お諮りをいたします。この際、議事運営上、1番を副議長に、12番を議長とし、そのほかについて抽選により決定をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、抽選により決定をいたしたいと思います。

この場において暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時11分

○議長（谷口 整） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、次のとおり指定をいたしましたので、議席番号を事務局より朗読をしてもらいます。矢野局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、議席番号につきまして朗読をさせていただきます。

1番につきましては、浅田晃弘副議長でございます。2番、原田周一議員、3番、宇佐美まり議員、4番、山本精議員、5番、山内実貴子議員、6番、上野雅央議員、7番、藤本英樹議員、8番、森山高広議員、9番、馬場哉議員、10番、榎木憲法議員、11番、今西利行議員、12番、谷口整議長。

以上でございます。

○議長（谷口 整） お諮りをいたします。ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 13 分

再 開 午後 1 時 32 分

○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長(谷口 整) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、総務建設常任委員会委員に、原田周一議員、山本精議員、上野雅央議員、藤本英樹議員、榎木憲法議員、そして、私、谷口整の6名を指名いたします。

次に、文教厚生常任委員会委員に、浅田晃弘議員、宇佐美まり議員、山内実貴子議員、森山高広議員、馬場哉議員、今西利行議員の6名を指名いたします。

以上の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり各常任委員に選任することに決定をいたしました。

なお、それぞれの常任委員会で委員長、副委員長の互選結果を議長まで報告をお願いします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長(谷口 整) 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

浅田晃弘議員、山本精議員、山内実貴子議員、藤本英樹議員、馬場哉議員の5名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名を選任することに決しました。

なお、委員長、副委員長の互選結果を議長まで後ほど報告をお願いします。

◎広報編集委員会委員の選任について

○議長（谷口 整） 日程第7、広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。広報編集委員会委員の選任については、広報発行に関する条例第3条第2項の規定により、議長において指名をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

宇佐美まり議員、山本精議員、山内実貴子議員、藤本英樹議員、森山高広議員、榎木憲法議員の6名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました6名を選任することに決しました。

なお、委員長、副委員長の互選結果を後ほど議長まで報告をお願いいたします。

◎城南衛生管理組合議会議員の選挙について

○議長（谷口 整） 日程第8、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

城南衛生管理組合議会議員に、原田周一議員と宇佐美まり議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名しました原田周一議員、宇佐美まり議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました原田周一議員、宇佐美まり議員が城南衛生管理組合議会議員に当選をされました。

◎京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(谷口 整) 日程第9、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、榎木憲法議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました榎木憲法議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました榎木憲法議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

◎京都府地方税機構議会議員の選挙について

○議長(谷口 整) 日程第10、京都府地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに

決しました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

京都地方税機構議会議員に、山内実貴子議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名をいたしました山内実貴子議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました山内実貴子議員が京都地方税機構議会議員に当選をされました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 1時40分

再 開 午後 1時46分

○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会で互選をいただきました結果をご報告申し上げます。

総務建設常任委員会委員長に藤本英樹議員、副委員長に山本精議員、文教厚生常任委員会委員長に山内実貴子議員、副委員長に馬場哉議員、議会運営委員会委員長に馬場哉議員、副委員長に藤本英樹議員、広報編集委員会委員長に山本精議員、副委員長に宇佐美まり議員と決まりましたので、ご報告を申し上げます。

◎報告第8号の上程、説明

○議長(谷口 整) 日程第11、報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、報告第8号につきましてご説明申し上げます。

報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和2年9月3日午前11時45分頃、相手方所有の乗用車が大字南小字東小野地内の町道荒木竜王線を走行中、道路横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車両下部のガソリタンクに損害を与えたものでございます。

当事故に関しましては、道路維持管理の不備が認められたことから、相手方と協議をいたしました結果、相手方車両の修繕費用として3万9,831円で和解したものでございます。

なお、今後とも、適正な道路維持管理についてさらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） これにて報告を終わります。

◎議案第77号～議案第80号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第12から日程第15まで、議案第77号から議案第80号までの4議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第77号から議案第80号までの4議案につきまして、一括して説明申し上げます。

議案第77号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和2年10月7日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が第203回臨時国会に提案され、可決、公布及び施行される見込みであることから、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、期末・勤勉手当の支給月数を現行の4.50月から4.45月に改正するものでございます。

議案第78号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和2年10月7日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第203回臨時国会に提案され、可決、公布及び施行される見込みであることから、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当を現行の3.40月から3.35月に改正するものでございます。

続きまして、議案第79号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和2年10月7日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第203回臨時国会に提案され、可決、公布及び施行される見込みであることから、これに準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、議員の期末手当を現行の3.40月から3.35月に改正するものでございます。

続きまして、議案第80号、財産の取得につきましては、文部科学省が掲げるGIGAスクール構想において整備するべく町立小中学校の児童生徒1人1台端末の早期実現のため、タブレット端末等の備品を株式会社内田洋行ITソリューションズ関西支店から5,078万840円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得財産といたしましては、3小中学校の全児童生徒、教職員に配備する可動式端末（タブレット）760台のほか、関連備品やソフトメディアなどのICTを活用し効果的で深い学びを実現するための機器等の取得でございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑のある場合は、議案名を明確に質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、各議案に対する質疑を終わります。

日程第12、議案第77号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を電子表決により採決をいたします。

原案に賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

画面の切り替えがうまくいかなかったようですけれども、賛成全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決をされました。

日程第13、議案第78号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を電子表決により採決をいたします。

原案に賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決をされました。

日程第14、議案第79号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第79号を電子表決により採決をいたします。

原案に賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決をされました。

日程第15、議案第80号、財産の取得についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第80号を電子表決により採決をいたします。

原案に賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決をされました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第16、議案第81号、宇治田原町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原田議員の除斥退場を求めます。

(原田周一議員退場)

○議長(谷口 整) それでは、提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第81号につきましてご説明申し上げます。

議案第81号、宇治田原町監査委員の選任につきましては、地方自治法第197条において、議員のうちから選任される監査委員の任期は議員の任期によると定められておりますことから、今般の町議会議員の任期満了による改選に伴い、原田周一議員を本町監査委員として選任いたしたく、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 提出者より提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) ないようですので、これにて討論を終わります。

これより議案第81号を電子表決により採決をいたします。

原案に賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

原田議員の入場を許します。

(原田周一議員入場)

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第17、議案第82号、宇治田原町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第82号につきましてご説明申し上げます。

議案第82号、宇治田原町教育委員会委員の任命につきましては、現教育委員である大嶋良孝氏の任期が本年11月25日をもって満了いたしますことから、大嶋氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

大嶋氏におかれましては、京都工芸繊維大学を卒業後、昭和51年に久御山中学校に着任されて以降、維孝館中学校教諭、教頭、本町教育委員会学校教育課課長補佐、維孝館中学校校長と本町の学校現場及び教育委員会を主に、39年間の長きにわたり学校教育に携われ、ご活躍されてまいりました。

また、教育委員として1期4年間は、教育現場における豊富な経験と知識を活かし、本町が取り組んでおります子どもたちの学力向上や小中一貫教育の推進など本町の教育行政の推進にご尽力をいただいたところであり、教育委員として最適任者でありますことから、再任させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 提出者より提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） ないようですので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の討論を許します。山本精議員。

○4番（山本 精） ただいま議題となっています議案第82号、宇治田原町教育委員会委員の任命について、不同意の立場で討論いたします。

今回、再任されるとしている教育委員大嶋良孝氏を含む教育委員会は、2016年12月から、たった4回の定例会において、学校施設をどうするかについて議論され、小中一体型、隣接型とする方向性を出されました。

一体型と分離型のメリット、デメリットや通学方法などについての検証は極めて不十分であり、また、地域住民や保護者への説明も意見を十分聞くことも、住民的な議論もないまま決定されたことにより、その結果として、今、住民の皆さんからは地域から学校施設がなくなることや通学に対する不安の声が多数上がることとなっています。

このような経過から、本議案については不同意といたします。

○議長（谷口 整） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) これにて討論を終わります。

これより議案第82号を電子表決により採決をいたします。

原案に賛成する議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時11分

○議長(谷口 整) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口 整) 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。本件は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りをいたします。以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て終了いたしました。よって、本日で閉会をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時11分

○議長(谷口 整) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする全ての案件につきまして、原案どおりご可決、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

また、今臨時会において、正副議長の選挙や議会構成がなされ、第35代宇治田原町議会議長に就任されました谷口整議長さん、また、浅田晃弘副議長さんには、ご就任を心からお祝いを申し上げます。

議会におかれましては、谷口整議長さんを中心とされまして、議会の適正かつ円滑な運営に努めていただきまして、住民福祉の向上と宇治田原町の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

私自身はもちろんのこと、町職員全員が一丸となりまして、宇治田原町の発展のために、全力をもって町政の推進に努めてまいり所存でございますので、どうか議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本年も残すところ1カ月余りとなり、12月定例会の開催をお願いする時期が近づいてまいりました。議員各位には何かとご多忙の折ではございますが、ご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

日ごとに寒気が増してくる時節柄ではございますが、議員各位におかれましては、ご自愛をいただき、ふるさと宇治田原のまちづくりのために一層のご活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（谷口 整） それでは、お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 榎木憲法

議長 谷口 整

署名議員 浅田 晃 弘

署名議員 山内 実貴子